東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部
２０１９年１１月２０日発行
第１０号（通巻第１３８号）
発行者：星山 圭　編集者：教育・広報部

過去最高の決算に対し 3.18ヶ月分を回答

２０１９年度年末手当に関する申し入れ

中央本部は11月13日、申16号・２０１９年度年末手当に関する申し入れの第３回団体交渉を行い「基準額は基準内賃金の３．18ヶ月分とする」「55歳以上の社員及びグリーンスタッフへの一律加算は、これまで一定の処遇改善を図っており行わない」との回答を受けました。

本部交渉団は席上妥結せず持ち返り検討を通告しました。

中央執行委員会では「要求していた３．４ヶ月分からは０．22ヶ月分の乖離があること」「平均支給額が昨年よりも下回ったこと」「２項、３項がゼロ回答であること」など、納得のいく回答ではないことを確認しました。

その一方で、「ＪＲ労働者の奮闘に謝意を表していること」「回答日及び支払時期が適切であること」「求めていた『月数での回答』であること」などの到達点を確認し、満額回答を得られなかった悔しさを２０２０春闘につなげる決意のもと、妥結の判断を行い、11月14日、経営側に回答しました。

要求の満額獲得に向けて職場からつくりだした力を、ＪＲ労働者の団結を築き上げる礎の一歩としていきましょう！

申7号 災害発生時の社員の安全確保を求めて申し入れ

6月18日に発生した山形県沖地震では、山形県と新潟県の沿岸に約３時間にわたって津波注意報が発令されました。

村上～府屋駅間に停車した２０１３Ｍと８３７Ｄにおいて高台へのお客さまの避難誘導を実施したほか、鉄道設備に損傷を伴うなど大きな影響を受けました。

一方、津波注意報が発令されているエリアへ点検による出動指示が出されるなど、対応する社員の安全確保について疑問が寄せられました。

また、10月12日に静岡県伊豆半島に上陸した台風19号では、新潟支社管内においても河川の増水等により運転再開まで多くの時間を要しました。

避難を呼びかける指示が自治体から出されているエリアでの設備点検や安全確認列車の運転などに対して現場社員から安全性を不安視する多くの声が寄せられています。

新潟支社が経験した２つの災害に関して、対応する社員の安全確保を万全とするための教訓を労使で導き出すことで、復旧や運転再開の過程での社員の命を守る体制を確立することが重要であるとの考えから、新潟地本は11月６日、申７号として災害発生時における社員の安全確保に関する申し入れを提出しました。

◆申７号　申し入れ項目◆

【共通】

1. 帰省中の単身赴任者を含め列車の全面運休による通勤について考え方を明らかにすること。
2. 通勤手段、通勤列車の指示を行った場合の勤務の取り扱いを明らかにすること。
3. 災害発生時に備えた社員用保存食等の備蓄について考え方を明らかにすること。
4. 災害発生時の行政との連携について明らかにすること。

【山形県沖地震関係】

1. トンネル内の設備点検を行う順序を明らかにすること。
2. 安否確認システム（メール）の現場での確認方法を明らかにすること。
3. 業務用車等で出動する際の現地までの道路状況等交通の安全確保について明らかにすること。
4. 津波注意報等発令エリアの設備点検に対する考え方を明らかにすること。
5. 津波注意報等発令エリアでの運転再開の判断基準を明らかにすること。
6. 津波注意報等発令エリアに居住する社員に対する出勤指示及び非常参集について考え方を明らかにすること。
7. 避難梯子、照明器具等車両搭載品の使用訓練を全乗務員に対し定期的に行うこと。

【台風19号関係】

1. 避難勧告等が発令されているエリアにおいて運転再開させる判断基準を明らかにすること。
2. 「労働時間Ａ待機」という指示について明らかにすること。
3. 10月13日、上越新幹線は定時で運行していたが、東北新幹線が運転再開した後に上越新幹線で最大２時間以上の遅れが発生した。その理由を明らかにすること。

◆申８号　申し入れ項目◆

1. 申第５号の団体交渉を直ちに開催すること。

団体交渉の早期開催を求める

新潟地本は申５号として「自己申告書に基づいた個人面談に関する緊急申し入れ」を提出しました。

しかし、支社側からはいまだに団体交渉の開催日程が一切提示されていない状況にあります。

一方で、自己申告書に基づいた面談は各現場で進められており、疑問や不安の声は増大していることから新潟地本は、新潟支社の早期の団体交渉開催を求めて、11月13日に申８号として団体交渉の早期開催を求める緊急申し入れを提出しました。

職場からの声で年末手当要求満額を勝ち取ろう！

新津地区分会は11月５日、新潟地本事務所において「年末手当集会」を開催しました。

「現在職場では、新たなジョブローテーションに関する話題が中心で、年末手当がなかなか話題になっていない状況だが、年末手当を題材に職場を盛り上げていこう」と委員長の挨拶がありました。

組合員からも多くの意見を出してもらい、満額獲得に向けて共有を図ることができました。

（新津地区分会投稿）

熱中症予防に向けて今後も取り組んで行くことを確認

新潟地本は11月11日に申１号・熱中症を予防できる労働環境を求める緊急申し入れの団体交渉を行いました。

支社側は熱中症対策について、取れる対策は取っているとの認識を示しつつも、現状がベストとは思っていないとして、労使共通の課題として今後も取り組んで行くことを確認しました。

熱中症対策について期間を設けて対策・教育を行うべきと主張した組合側に対して支社側は、体調管理が重要であり、年間を通じて社員の健康管理を行っていると回答しました。

また、職場環境を整えるのは現場長判断であり、小口現金で対応し、必要であれば予算をつけるが現状で問題は無いとしました。

環境省等が発表している暑さ指数の活用を提案すると、支社側も本社通達で参照するようになっているとして、何が有効なのか今後検討して行くとの考えを示しました。

熱中症対策のため乗務中に水分補給を行う旨の表記を行うよう求めました。苦情があれば理解頂けるように説明するとした支社側に対し、苦情とならずに気兼ねなく給水できる対策を強く求めました。